

平成28年第6回上三川町議会定例会会議録

平成28年12月15日（木）

10 目 目

（常任委員会審査結果報告・討論・採決）
（議会運営委員会視察研修結果報告）
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	川島 信一
健康課長	梅沢 正春	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第62号から議案第64号まで、並びに陳情第4号及び陳情第5号の常任委員会審査結果報告について

- 日程第2 議会運営委員会視察研修結果報告について
- 日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議案第69号 上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第70号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第3 議案第71号 上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第4 議案第72号 平成28年度上三川町一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第5 議案第73号 平成28年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第6 議案第74号 平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第7 議案第75号 平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第8 委員会案第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 追加日程第9 委員会案第4号 川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書の提出について

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

○議長【津野田重一君】 日程第1「議案第62号から議案第64号まで、並びに陳情第4号及び陳情第5号の常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

平成28年12月15日

上三川町議会議長 津野田重一 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 高橋正昭

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

(1) 議案第62号 上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第63号 上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

2 審査日

平成28年12月12日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

平成28年12月15日

上三川町議会議長 津野田重一 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 稲川 洋

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第64号 上三川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- (2) 陳情第4号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- (3) 陳情第5号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情

2 審査日

平成28年12月12日

3 結果

議案は、原案どおり可決する。

陳情は、いずれも採択と決定する。

○議長【津野田重一君】 これより委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長の報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、高橋正昭君。

(7番・総務文教常任委員長 高橋正昭君 登壇)

○7番・総務文教常任委員長【高橋正昭君】 総務文教常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

12月6日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第62号及び議案第63号の2件でありました。

12月12日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

税務課所管の議案第62号における主な質疑は、延滞金に関する質問に対し、申告書の更正等により減額の後、増額があった場合に住民税の延滞金を一定期間控除する、との説明がありました。また、該当者の有無に関する質問に対し、直近の修正申告による該当者はいない、との説明がありました。

審査の結果、議案第62号及び議案第63号は、全員賛成により原案どおり可決いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長【津野田重一君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。8番、産業厚生常任委員長、稲川 洋君。

(8番・産業厚生常任委員長 稲川 洋君 登壇)

○8番・産業厚生常任委員長【稲川 洋君】 産業厚生常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

12月6日の本会議において当委員会に付託された案件は、議案第64号の1件、並びに陳情第4号及び陳情第5号の2件であります。

12月12日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

農業委員会事務局所管の議案第64号では、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割に関する質問に対し、農業委員は農地の権利移動や農地転用に対する審議を行い、推進委員は耕作放棄地の解消や農地貸借の推進等を行う、との説明がありました。また、農業委員の公募に関する質問に対し、「広報かみのかわ」や町ホームページへの掲載を行うとともに、農業団体などに対しては制度改正の内容や応募の方法を周知する、との説明がありました。

審査の結果、議案第64号は、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

陳情第4号は、「厚生年金加入により、将来を担う若い世代が議員を目指しやすい環境が整う」などの意見があり、全員賛成により採択と決定いたしました。

陳情第5号は、「上三川町は鬼怒川、田川、江川の3つの河川を有し、川と町民生活が密接に関係していることから趣旨に賛同する」などの意見があり、全員賛成により採択と決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長【津野田重一君】 常任委員長の報告が終了いたしました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 私は、議案第64号「上三川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」、反対討論をいたします。

2つです。今回の改正では、農業委員の公選制の廃止がうたわれ、首長による任命制に変えられます。任命制になれば恣意的な人選になる恐れがあるのではないかと、また、産廃業者や不動産業者など、農業振興とは無縁の人などが任命されるのではないかと、そのチェックができるのか問題です。

2点目は、この農業への新規歳入の促進ということで、企業の参入もうたわれております。もうかなければ直ちに撤退をする、その後の後始末はどうするのか。今回の農業委員会委員の改正は、農協法や農地法の改正と一体ですが、そこに連ねられているのは、TPPの受け入れを前提とした国内体制づくりであります。家族農業中心の戦後農政を根底から覆すものです。

以上で反対をいたします。

○議長【津野田重一君】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第62号「上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第63号「上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第64号「上三川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。
続きまして、先ほど委員長報告にありました陳情第4号及び陳情第5号について、順次、採決いたします。

初めに、陳情第4号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」を採決いたします。

これに対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号「『川の日を国民の祝日に定めること』を求める意見書に関する陳情」について採決いたします。

これに対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、町長から、お手元に配付のとおり追加議案が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、日程に追加することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 追加日程第1、議案第69号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、追加日程第3、議案第71号「上三川町職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第69号「上三川町議会議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第70号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第71号「上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

平成28年人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じ、町議会議員及び町長等について期末手当の支給月数の引き上げ、また、職員については、平成28年4月からの月例給改定や、特別給として12月分の勤勉手当に係る支給月数の引き上げ、そして平成29年4月からの改定としては、扶養手当について、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額までに減額し、子に係る手当額を引き上げる改定を段階的に実施するため、それぞれ条例の一部改正を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第69号「上三川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号「上三川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 追加日程第4、議案第72号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第6号)」から、追加日程第7、議案第75号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」までの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第72号「平成28年度上三川町一般会計補正

予算（第6号）」について、主なものをご説明いたします。

今回の補正予算は、国の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた町職員等の給与改定等による人件費の補正、あわせて、国の予算において措置されました地方創生推進交付金事業の取り組み、及び追加措置されました学校施設環境改善交付金を財源に、小中学校へのエアコン整備を行うため、緊急に編成したところでございます。

歳入予算につきましては、国庫支出金では、地方創生連携事業及び小中学校の大規模改修事業に係る補助申請が採択されたことによる増額補正を、繰入金では、財政調整基金及び義務教育施設整備金からの繰入金の増額補正を、町債では、小中学校の大規模改修事業に係る教育債の増額補正をするものでございます。

歳出予算につきましては、国家公務員の給与改定に準じた町職員等の給与改定、及び職員構成の変動等による人件費の補正のほか、総務費では、地方創生連携事業に係る委託料の増額補正を、農林水産業費では、地方創生連携事業に係る委託料等の増額補正を、教育費では、小中学校の大規模改修事業に係る工事請負費等の増額補正をするものでございます。さらに、小中学校の大規模改修事業における繰越明許費の補正、及び地方債の補正をするものでございます。

この結果、歳入歳出予算の総額に5億3,626万1,000円を追加し、補正後の平成28年度一般会計歳入歳出予算の総額を、116億6,401万9,000円とするものでございます。

次に、議案第73号「平成28年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では、職員構成の変動、会計間の異動等に伴う一般管理費の減額、通所介護サービスの地域密着型への移行に伴い、居宅介護サービス給付費の減額、及び地域密着型介護サービス給付費の増額を行うもので、歳入歳出768万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億6,611万5,000円とするものでございます。

次に、議案第74号「平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、繰入金の減額、歳出では会計間の異動等に伴う人件費の減額のため、歳入歳出それぞれ165万6,000円を減額し、総額を12億126万4,000円とするものでございます。

次に、議案第75号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、繰入金の増額、歳出では、給与改定等に伴う人件費の増額のため、歳入歳出それぞれ14万4,000円を増額し、総額を3億1,634万4,000円とするものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 それでは、議案第72号「平成28年度上三川町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開き願います。

それでは、歳入からご説明いたします。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金、補正額37万2,000円。これにつきましては、歳出で説明いたします地方創生推進事業に係る交付金でございます。5目教育費補助金、補正額1億4,335万9,000円。これにつきましては、小中学校のエアコン整備に係る国庫補助金でございます。内訳としまして、小学校分が9,251万円、中学校分が5,084万9,000円でございます。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金。これにつきましては、今回の補正予算に係る歳入の不足分3,180万円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。3目義務教育施設整備基金繰入金、補正額7,333万円。これにつきましては、小中学校のエアコン整備の財源として当該基金から充当するものでございます。

第20款第1項町債、3目教育債、補正額2億8,740万円。これにつきましては、小中学校のエアコン整備に伴い小学校債として1億8,500万円を、中学校債として1億240万円を起債するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続きまして、歳出の説明に入るわけですが、その前に人件費についてご説明しますので、補正予算書の26ページ、27ページをお開きください。

それでは、26ページ、1、特別職の説明を行います。給与別明細書でございます。表の下段、比較の欄をごらんください。給料の欄、長等84万円の減、その他の特別職14万6,000円の減は、町長、副町長、教育長の給料を条例によりまして5%削減している措置分でございます。次に期末手当の欄、長等20万3,000円の増、その他の特別職8万4,000円の増につきましては、人事院勧告に準じた0.1カ月分の増額分です。

なお、議員につきましては、6月の期末手当の支給が議員改正に伴う執行残があるため、今回、補正してございません。

次に、27ページ、2の一般職、(1)総括の説明になります。給料1,574万4,000円の減は、今年度、人事院勧告に伴う給料増が167万9,000円の増、会計間の異動に伴う減が1,742万3,000円でございます。以上、差し引きにより1,574万4,000円の減となるものでございます。職員手当659万3,000円の減につきましては、下段の表でこの後、説明いたします。共済費909万9,000円の減につきましては、主に会計間の異動等によるものでございます。

下段の表の説明に入ります。比較の欄をごらんください。管理職手当6,000円の増につきましては、管理職職員のうち55歳以上の職員につきましては、過去の人事院勧告により1%の減額措置が実施されております。今年度、管理職になった者で55歳未満の者が多数いたことから、今回の1%減に当たらない職員が管理職になったことにより増額になったものでございます。扶養手当194万8,000円の減、通勤手当88万8,000円の減、期末手当469万9,000円の減は、主に会計間の異動等によるものでございます。期末勤勉手当245万5,000円の増は、今年度、人事院勧告によるプラス改定によるものでございます。住居手当83万9,000円の減、児童手当68万円の

減は、主に会計間の異動等によるものでございます。

以上で給与費明細書の説明を終わります。

なお、歳出の事項別明細書における人件費の説明につきましては、ただいまの説明をもちまして省略いたしますので、ご了承願います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 それでは、ページのほうが戻りますが、14ページ、15ページをお開き願います。

上から2番目のほうになります。第2款総務費、第1項総務管理費、8目企画費、こちらの59万4,000円、これにつきましては、地方創生推進事業において町の認知度の指標として承認されました関東エリアでの町の認知度等を把握するためのアンケート調査に係る費用でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 続きまして、次のページ、16ページ、17ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、5目老人福祉費768万円の減でございますが、こちらにつきましては、28節繰出金で、介護保険事業特別会計に係ります人件費等の減額に伴います減額となります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 18、19ページをお開き願います。続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、11節需用費の6万円の増額補正、12節役務費2万円の増額補正、さらには、13節委託料の10万円の増額補正につきましては、本町のPRと認知度向上に向けた取り組みを通しまして地域再生を図るべく、首都圏において農産物などの直売を行うことを計画いたしましたことから、そのために必要な経費について補正するものでございます。続きまして、5目農地費、28節繰出金の14万4,000円の増額補正につきましては、農業集落排水事業特別会計において人件費の確定見込みに伴い増額になりますことから、繰出金について増額補正するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 続きまして、次ページ、20ページ、21ページをお開きください。第8款土木費、第4項都市計画費、1目都市計画総務費、28節繰出金につきましては、公共下水道事業の人件費の確定見込みとなることから、公共下水道事業特別会計への繰出金を165万6,000円、減額補正するものです。

以上です。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。中ほどの第10款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費についてご説明させていただきます。13節委託料2,358万円は、小学校7校分のエアコンを設置するための実施設計費1,300万円、及び工事管

理費1,058万円でございます。15節工事請負費3億5,102万5,000円は、小学校7校分のエアコン設置工事に係る費用でございます。普通教室及び特別教室等161部屋分を見込んでございます。次に、第3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料につきましては、中学校3校分のエアコンを設置するための実施設計費660万円、及び工事監理費539万円でございます。15節工事請負費1億9,019万円は、中学校3校分のエアコン設置工事に係る費用でございます。普通教室及び特別教室等85部屋分を見込んでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 24ページ、25ページをお開き願います。第14款、第1項、1目予備費、こちらの2万9,000円につきましては端数調整でございます。

ページが戻りますが、8ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正、これにつきましては、第10款教育費、第2項小学校費、大規模改修事業の3億6,160万5,000円、第10款教育費、第3項中学校費、大規模改修事業の1億9,558万円。これらの事業につきましては、いずれも今年度中の事業終了が困難であることから繰越明許するものでございます。

次に、第3表地方債補正、こちらにつきましては、小中学校のエアコン整備に係る学校教育施設等整備事業において、今回、教育債として2億8,740万円の増額補正をしましたことから、限度額を3億4,300万円から6億3,040万円に変更するものでございます。

以上で、平成28年度上三川町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 続きまして、議案第73号「平成28年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。2の歳入からご説明いたします。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金768万円の減額補正につきましては、第1節職員給与費等繰入金の減額によるものでございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費768万円の減額につきましては、給料、職員手当等、共済費などの人件費の減額によるものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費6,345万9,000円の減額につきましては、町内の通所介護事業所が本年度から地域密着型の事業所に移行したため、歳出科目の移動により減額補正を行うものでございます。次に、3目地域密着型介護サービス給付費6,345万9,000円の増額につきましては、同じく、町内の通所介護事業所が本年度から地域密着型の事業所に移行したことによりまして、歳出科目が1目の居宅介護サービス給付費から変更になったことにより増額補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、議案第74号「平成28年度上三川町公共下水道事業特

別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、第4款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金165万6,000円の減額につきましては、歳出の減額に伴うものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費1万6,000円の減額につきましては、2節給料2万円の増額、3節職員手当4万2,000円の増額、4節共済費7万8,000円の減額につきましては、給与の改定及び勤務手当の支給率の改正、さらには共済費の確定見込みによるものでございます。

次に、第2款公共下水道費、第1項下水道事業費、2目公共下水道費164万円の減額につきましては、2節給料9万5,000円の減額、3節職員手当等15万2,000円の減額、4節共済費52万3,000円の減額につきましては、主に会計間の異動等によるものでございます。

以上で、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、終わります。

続きまして、議案第75号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。

第3款繰入金、第1項繰入金、1目一般会計繰入金14万4,000円につきましては、歳出の増額に伴うものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出では、第1款農業集落排水事業費、第1項総務費、1目一般管理費14万4,000円の増額につきましては、2節給料3万5,000円の増額、3節職員手当等9万円の増額、4節共済費1万9,000円の増額につきまして、公共下水道特別会計補正同様、給与に関する条例の改正に伴うものでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 2点ほど質問なんですけれども、1つは介護保険事業で、12、13ページなんですけれども、先ほど課長から説明があったんですけれども、居宅介護サービス給付費が減って地域密着型ということで6,300万円補正になっていますけれども、この具体的な事業所、どこの事業所なのか、変更になったのは、どういう理由でそういうことになったのかということ、それをお聞きしたいと思います。

それともう1点は、一般会計なんですけれども、小中学校のエアコン設置ということで予算が組まれていますけれども、これから業者選定とかいろいろあると思うんですけれども、一般競争入札、どういうあれで業者選定をやっていくのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 まず、1点目のご説明を申し上げます。

まず、移動になった事業所でございますが、2カ所でございます。ゆうゆうトータスのデイサービスと、デイサービスタ顔でございます。

なお、変更になった理由でございますが、本年4月1日から通所介護事業所のうち、厚生省の労働省令で定める数が、わかりやすく言うと定員が19名未満の事業所については、地域密着型の通所介護事業所に変更しなさいと、そういう省令の変更がございました。それに伴いまして、先ほど申し上げた2カ所の事業所でございますが、ほぼボーダーラインの定員でございまして、選択につきましては事業所の自由でございますが、今年度3月31日を基準日に、4月1日以降の申請ということになっておりまして、結果として2事業所が地域密着型への移行申請をしたということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 2点目のエアコンにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

今回、国の補正予算によりまして実施を行うため、工事の完了が平成29年度末までと限られております。今後、早急に実施設計を行いまして、工事の発注、契約等の手続を経まして工事の実施をしていきたいと考えておりますが、仮に小中学校10校を一括で発注した場合には、平成29年度内には工事の完成が困難になります。また、各1校ずつ発注した場合には諸経費等の費用が高くなることから、幾つかにまとめまして発注したいと考えております。それによりまして、工期の短縮や工費の縮減を図りまして、平成29年度末には工事が完成するよう進めていきたいと考えております。

今回の規模の工事になりますと、一般競争入札等になるかと考えられます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 9月議会においては、いろいろと小中学校のエアコン問題で議論されたところでございますが、今回、29年度にエアコン整備の見通しがついたということで大変喜ばしく思っております。そこで3点ほどお伺いしたいんですが、先ごろの9月議会のころ、あるいは、今までの議会の場で、町長のほうから国への働きかけがかなってということでもございましたが、どのような形で国への働きかけをしてきたのか、そして、採択になった日、採択日はいつなのか、それと補助率は幾らなのか、3点お伺いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 国への働きかけということは私のほうから答弁させていただきます。

関係機関、国の省庁、また県等に、私並びに関係課長などが予算要望を陳情したことでございます。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 国から補助がいただけるようになったという通知をいただきましたのが11月16日でございます。そのために今回、追加補正で出させていただきます。

補助率についてでございますが、補助金の算定につきましては、事業費の3分の1という考え方ではなく、1平米当たりの基準単価が決められておりまして、その基準単価にエアコンを設置する教室の面積をかけ、その3分の1が補助金としていただけることになります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。15番、田村 稔君。

○15番【田村 稔君】 今、課長から、エアコンのほうというか、要するに国の交付金、これは10月18日付けで内定ということで、本町には1億4,701万4,000円が、この学校施設環境改善交付金として来ているのですが、先ほどの説明だと、歳入の部分で1億4,335万9,000円、プラス総務費補助金で37万2,000円。合計で行くと1億4,373万1,000円ですか。そうすると、国の内定の1億4,701万4,000円だから、300万強のお金が、内定から余っているのか、返しちゃったのかわからないのですけれども、この差というのは何かあるんですか。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいま議員のほうからご説明がありました、18日に内定があったということなのですけれども、その内定の話を受けまして、こちらで内部でまた再度調整をいたしまして、もし補助金がいただけるということであれば、早急にこの事業を進めたいということで、担当のほうで再度、設置を見込める教室等を計算いたしまして、その面積に合わせた形で申請を出した数字になります。

今回、小学校費に関しましては、見込める教室の面積が1万2,335平米、それ掛ける基準単価2万2,500円を掛けまして、その3分の1を歳入として見込んだものでございます。同じく中学校費につきましては、6,780平米を今回の整備が見込まれる教室の面積として国のほうに補助申請ということで出した結果による金額になります。

○議長【津野田重一君】 15番、田村 稔君。

○15番【田村 稔君】 大体のことはわかったのですが、要するに、一定の積算を入れて国からも内定をもらったわけで、なおかつ三百何万、せっかくもらえる要望書なり何なりをつくったんでしょから、もらえるものはもらうというか、本町においては今回、空調ということでエアコンと、あと、中学校の防災機能強化ということで国から受けたと思うんですが、そこまでやるのであれば、トイレの洋式化というんですか、そういうことも含めて、せっかく国の全体の中で上三川というのはほんの一部だと思うんですが、この学校施設環境改善の交付金をもらえるのだから、せっかくだったらトイレの洋式化も先行して、例えば、上小だけでやっちゃうとか、そういった交付金の取り方というものもあったのではないかとということで質問したんですが、ということは、本町において、もう一回差し戻して、11月16日にもらったのだから、その間にやり取りをして三百万幾らは、基準に合わないというのもちょっと私も理解できないのですけれども、それで返しちゃったということなんですか。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 今回、再度算出した結果がこの数字になったということでご理解いただければと思います。先ほどトイレの洋式化ということのお話をいただいたところなのですけれども、小中学校とも耐震・大規模改修の中で、トイレの一部洋式化は進めておりますので、その部分に関してまた新たにこの補助金を加えるということではできないものですから、今回はエアコン整備のほうをまず優先に提出させていただいております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 今の質問と私も同じなのですが、もらえるものをもらわないで返すというのは、「あげるよ」と言っているのに、「要らないよ」と言うのも理不尽なことではないかと思うんですね。あなた方は、こういうふうに税金で賄っているわけですから、そのもらわないものが隣の町へ行っちゃうかもしれないので、なぜそういうふうに精査して、これはくっつけられるんじゃないかとか、同じ教育でもですね、この問題をこっちにくっつけたらもらえるんじゃないかとか、そういういろいろな形をすべきではないかというふうに、今、黙って聞いていると思うんです。これは、「エアコンだけですよ」と言ってもらったのならエアコンしか使えないのですが、学校全体として補助金が出ているとするならば、ほかのことも考える余地はあるんじゃないかと。それは、確かにエアコンだけでも先にやっちゃおうということは悪い話ではないんですよ、ですから、反対する理由もないんです。ただ、それだけのお金が、もらえるものを何かに利用しようという考え方は、私たち一般人はそういうふうに考えるのですが、あなた方は職員ですから、「公務員だとそういう考え方はないんです」と言われると、「そうですか」と言って私も座るしかないのですが、あげるということを、いろいろなことを切磋して、アレンジをしたり何かしたりして、もらうべきものはもらったほうがいいんじゃないかというので、教育だけだというのだったら教育総務課と、隣の、教育何と言ったかな、そこで同じ教育と名のつくものだったらあるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどういうことなんでしょうか。

○議長【津野田重一君】 同じ答弁で結構です。教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 同じ回答の繰り返しになりますけれども、今回、必要なものを再度、算出いたしましたして提出した結果になります。先ほど議員のほうから、内定があった数字に関しましては、エアコンだけの金額での提示ということで捉えてよろしいでしょうか。はい。

○議長【津野田重一君】 15番、田村 稔君。

○15番【田村 稔君】 済みません、補正の範囲をはみ出して余計な発言してしまったのであれですが、あくまでも空調ということで当然、本町では要望しているのですが、ただ、その中には防災強化というのも入っていると思いますので、今、課長から空調以外のもという話だったのですが、あと、防災も入った金額が1億4,701万4,000円、これはあくまでも内定ですから、先ほどの課長の答弁で結構だと思います。

以上です。

○議長【津野田重一君】 勝山議員も今のあれでわかりましたよね。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私は金額は知らないのですが、なぜ防災だとか、そういうものに、換気ということも当然あると思うんですね、エアコンの空調ということで。その換気扇のことにしても、つけたほうがいいところがあったとするならば、つけてあげたほうがいいだろうというようなことを、空調というのはそういうことじゃないかと思うんです。

(「エアコンだけと限定されている」の声あり)

ああそうなの、エアコンだけと限定されているのだそうです。以上で結構です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、順次採決いたします。

議案第72号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第6号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「平成28年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。先ほどの陳情の採択に伴い、委員会案として意見書が2件、提出されております。以上、2件の議案を直ちに日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、日程に追加することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 追加日程第8、委員会案第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番、産業厚生常任委員長、稲川 洋君。

(8番・産業厚生常任委員長 稲川 洋君 登壇)

○8番・産業厚生常任委員長【稲川 洋君】 ただいま上程になりました委員会案第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」、ご説明いたします。

本案は、産業厚生常任委員会が提出するものであり、国に対し、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を強く求めるため、本意見書を提出するものでございます。

意見書を朗読して提案理由の説明といたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の

自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日、栃木県上三川町議会、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣あて。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから委員会案第3号を採決いたします。委員会案第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、委員会案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 追加日程第9、委員会案第4号「川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番、産業厚生常任委員長、稲川 洋君。

(8番・産業厚生常任委員長 稲川 洋君 登壇)

○8番・産業厚生常任委員長【稲川 洋君】 ただいま上程になりました委員会案第4号の「川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書の提出について」、ご説明いたします。

本案は、産業厚生常任委員会が提出するものであり、国に対し、川の日を国民の祝日に定めることを強く求めるため、本意見書を提出するものでございます。

意見書を朗読して提案理由の説明といたします。

川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書。川は、山の湧水から生まれ、生命体の命の水となって海へ流れ込んでいくという変わることのない営みによって、我々はいにしえより大きな恩恵を享受しています。

一方で、川は突然猛威をふるい、災害をもたらす恐ろしい存在でもあり、そのことを強く認識し、利

水・治水対策に官民一体となり取り組む必要がある。また、川に流れる水は、我々の暮らしだけでなく、希少価値のあるさまざまな生物を育む場でもあり、その自然環境を守り育て、次世代に継承していくことは我々の責務といっても過言ではない。

このようなことから、「川の日」を川の恩恵を享受していることに感謝する日、そして、一人一人が川の大切さを考え直すきっかけの日となるよう、国民の祝日として定めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日、栃木県上三川町議会、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、環境大臣あて。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから委員会案第4号を採決いたします。委員会案第4号「川の日を国民の祝日に定めることを求める意見書の提出について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、委員会案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 日程第2「議会運営委員会視察研修結果報告について」を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。13番、議会運営委員長、松本 清君。

(13番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○13番・議会運営委員長【松本 清君】 議会運営委員会の視察研修結果報告をいたします。

平成28年10月26日、27日の2日間、山形県上山市においては議会改革について、山形県天童市においては議会基本条例等について視察研修を実施してまいりました。

1日目に伺った上山市は、面積241平方キロメートル、人口約3万1,000人で、温泉施設や果樹園などが多くある田園観光都市であります。上山市議会では、市民の負託に応え、市民に開かれた議会、市民に信頼される議会を目指し、できることから一つ一つ改革することを基本とし、これまで幾つかの改革を実施してきました。その一つに議会報告会の開催があります。開かれた議会を目指し、議会の活動状況等について市民への説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を行うため、平成25年度から各地区公民館単位で開催しています。会場の確保や配布資料の作成、当日の事務作業等、準備運営は全て議員みずからが行うとのこと。市民への周知方法は、チラシの全戸配布、広報・ホームページへの掲載、公民館へのポスター掲示等により行い、報告会においては、司会、受付、発言等役割の分担はあるものの、フリーな意見交換に努めているとのことでした。ただし、あくまでも議会報告会であり、議員個別の意見にならないように注意しているとのこと。今後の課題としては、「女性や若

年者の参加を増やすこと」とおっしゃっていました。

そのほかの改革で、「サンデー議会の開催」があります。市民が傍聴しやすい日曜日に本会議の一般質問を、平成10年から年1回開催しています。サンデー議会においては、より多くの議員が質問できるよう、通常、答弁を含めおおむね60分以内としている持ち時間を30分以内とし、また開会時間を通常より早い午前9時30分としています。傍聴者数は、最少で39人、最多で168人、ここ数年は100人前後で推移しています。今後もより多くの方々から市政に関心を持っていただくために継続するとのことでした。

2日目に伺った天童市は、面積113平方キロメートル、人口約6万2,000人で、将棋駒やフルーツのラ・フランスの生産量が日本一であり、また、プロスポーツの野球、サッカー、バスケットボール専用施設を多く有する都市であります。天童市議会では、議会及び議員の活動原則等について定めた「議会基本条例」を平成26年3月定例会で制定しました。本条例は、第一条の目的規定において、「議会の役割と責務を明らかにするとともに、議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉向上と市政の発展に寄与することを目的とする」と定め、全12条から構成されています。

主な条文を紹介しますと、第4条「議員の活動原則」では、議会が言論の場であることを踏まえ、「議員は、議案の審議及び審査に当たり、議員相互間の自由な討議に努め、議論を尽くさなければならない」として、議員間における討議について規定しています。

第6条「市民参加及び市民との関係」では、「議会は、市民に対し、議会活動全般を報告し、市政全般の課題について意見交換を行うものとする。」として、「議会報告・意見交換会」を規定、第8条「市長等との関係」においては、「市長等は、本会議又は委員会に出席したときは、議員・委員の質問・質疑の論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て、当該質問等を行った議員又は委員に対し、疑義を質すことができる。」として、市長等に対し反問権を付与しています。

本条例を定めるに当たっては、平成24年3月に議会改革特別委員会を設置し、さらに、その下に条例案策定小委員会をつくり、約4カ月間にわたって原案を作成し、市民へ説明を行い、意見を募集するなどして、約1年間、協議したとのことでした。

両市とも積極的に議会改革に取り組み、着実に成果を上げられておりました。

本町においても、新たに始まりました第2期の議会活性化に向けた改革検討会において、より開かれた議会を目指し、改革に取り組んでまいりたいと思います。

以上、視察研修報告といたします。

平成28年12月15日、議会運営委員長、松本 清。

○議長【津野田重一君】 議会運営委員会視察研修結果報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第3「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありますので、許可いたします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 平成28年第6回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、年末の慌ただしい中、12月6日から15日までの10日間にわたり開催され、この間、人事案件や条例関係、補正予算、そして本日の人事院勧告に基づく条例の一部改正や人件費の補正、小中学校のエアコン整備に係る補正予算などの追加議案15案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的なご審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいる所存であります。

議員皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、私の閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【津野田重一君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、12月6日から本日まで10日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心にご審議をいただき、また、議会運営にご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望し、挨拶といたします。

以上をもちまして、平成28年第6回上三川町議会定例会を閉会いたします。まことにご苦労さまでした。

午前11時15分 閉会